

期日指定定期預金 自動継続期日指定定期預金 規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条5項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第6条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (自動継続)

(1) 自動継続期日指定定期預金は、通帳(証書)記載の最長預入期限に自動的に通帳式の期日指定定期預金として継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、通帳(証書)記載の最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取引店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

(1) 期日指定定期預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、通帳(証書)記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定する場合は、取扱店に対してその1か月前までに通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 自動継続期日指定定期預金の場合、前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。

ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。

(4) 第2項による満期日の指定がない場合は、通帳(証書)記載の最長預入期限を満期日とします。

(5) 第2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとして取扱います。自動継続期日指定定期預金はこの場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

通帳(証書)記載の「2年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

通帳(証書)記載の「2年以上」利率(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 自動継続期日指定定期預金の自動継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。

ただし、利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(3) 自動継続期日指定定期預金を継続する場合の利息は、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。

(4) この預金(継続を停止した自動継続期日指定定期預金を含みます。)の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項または第5項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日(自動継続期日指定定期預金の場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預

金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

5. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。(法人名義の預金および証書式定期預金は除く)

(3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

(4) 前項のほか次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金および通帳(証書)を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ⑥ 第5条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係 企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに 該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

7. (本規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上
2020年9月1日現在